

狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員制度実施要綱

平成27年2月16日

要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、路上における喫煙マナーの向上（以下「喫煙マナー向上」という。）に取り組む路上喫煙等マナーアップ推進員制度を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例（平成26年条例第19号）において使用する用語の例による。

(要件)

第3条 路上喫煙等マナーアップ推進員（以下「推進員」という。）は、市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内に在住、在勤若しくは在学する者で構成される団体のうち、自主的に路上における喫煙マナー向上に取り組む意欲のあるものとする。

(申請及び任命)

第4条 推進員になることを希望する者は、狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、適当と認めるときは、当該申請した個人又は団体に狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員任命書（様式第2号）を交付することにより推進員として任命するものとする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 再任を希望する場合の申請及び任命については、前条の規定を準用する。

(活動内容)

第6条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する活動が無償で行うものとし、路上喫煙等を行う者に対する指導等の特別な権限は付与されないものとする。

- (1) 歩行喫煙及びたばこのポイ捨てを防止するための啓発活動
- (2) 周囲に配慮し、かつ適正に管理された吸い殻入れを使用した路上喫煙を啓発する活動
- (3) 吸い殻等の清掃活動
- (4) 市が実施する喫煙マナー向上を目的とした事業への協力活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(活動区域)

第7条 推進員が主に活動する区域は、第4条第1項の規定により申請した区域とする。ただし、市が実施する事業に協力するときは、この限りでない。

(啓発活動支援物品)

第8条 市長は、推進員が第6条に規定する活動を行うため、別表に掲げる啓発活動支援物品のうち、必要と認めるものを予算の範囲内で貸与又は支給（以下「貸与等」という。）することができる。

- 2 推進員は、啓発活動支援物品の貸与等を希望するときは、狛江市路上喫煙等マナーアップ啓発活動支援物品貸与等申込書（様式第3号）により市長に申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申込みについて必要と認めるときは、推進員に対して狛江市路上喫煙等マナーアップ啓発活動支援物品貸与等通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該物品を貸与等するものとする。
- 4 推進員が活動を行うときは、前項の規定により貸与されたたすきを着用しなければならない。

（活動報告）

第9条 推進員は、当該年度の活動内容について、翌年度の4月末日までに狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員に係る活動状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（変更）

第10条 推進員は、第4条第1項の規定により申請した内容について変更が生じたときは、狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員に係る変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された変更届の内容について適正であると認めるときは、狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員に係る変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（辞退）

第11条 推進員は、当該活動の辞退を希望するときは、狛江市路上喫煙等マナーアップ推進員に係る辞退届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第8条第3項の規定により貸与等した物品のうち、貸与した物品については全て、支給した物品については未利用のものの返還を求めるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

別表（第8条関係）

貸与物品	支給物品
たすき	チラシ
のぼり	ポスター
看板	ポケットティッシュ
ごみばさみ	ごみ袋
その他市長が必要と認めるもの	その他市長が必要と認めるもの